

表1 『福井藩士履歴』に立項された奥向女中

役職	女中名（姓名）	給 禄	名跡立て年	福井県文書館 資料叢書掲載巻号
年寄	磯岡（北村養寿）	7口（のちに終身5口）	明治2年 (1869)	10 福井藩士履歴 2
年寄	哥島（土居延寿）	10口（のちに36俵）		12 福井藩士履歴 4
年寄	山沢（山沢静寿）	10口（のちに36俵）		14 福井藩士履歴 6
末頭	かや（吉田友作養家之伯母）	3人扶持	嘉永5年 (1852)	19 福井藩士履歴11

注) 「かや」は、「大奥女中分限帳」との照合による推定。

解説

『福井藩士履歴』に登場する奥向女中ともうひとつの履歴

柳 沢 芙 美 子

一、藩士履歴に登場する奥向女中と名跡立て

『福井藩士履歴』（以下、『藩士履歴』）1から13（本書）には士分一〇〇九家（五一七九人）、与力・足輕を除いた卒である新番格以下四八四家（二〇一六人）、あわせて一四九三家（七一九五人）が収載されているが、この中に家の創始者として女性が立項されているものが士分で三家（〇・三％）、卒で一家（〇・二％）、あわせて四家含まれている（表1）。この解説では、福井藩の奥向女中がその功績から一家を立てた名跡立ての事例を検討し、女中組織や給禄等に関わる藩法と履歴資料を含む「大奥女中分限帳」⁽¹⁾（以下「分限帳」）の概要を紹介する。

女性が創始者となった四家のうち士分は「磯岡」（北村養寿）、「哥島」（土居延寿）、「山沢」（山沢静寿）という、幕末の福井藩主松平慶永付の奥向女中においていずれも最上位にあった年寄が興した家であった。磯岡は慶永の婚礼から間もない嘉永三年（一八五〇）から家中同様に大奥にも実施された厳しい服柄定（木綿・紬の着用等）を背景に生じた、慶永付女中と正妻勇姫付女中との激しい対立と離婚問題⁽²⁾や、安政元年（一八五四）の女中二〇人削減の調整に尽力し、自らも削減対象となって隠居した人物であった⁽³⁾。哥島は慶永幼少の頃から田安家に仕えたおそらく抱守で、慶永が松平家に入った際には若年寄、その後参勤交代制の緩和によって江戸上屋敷の大奥が福井城へ移った際には山沢とともに年寄を務めていた。磯岡らが養子をとって一家を立てるというかたちでその勤功が認められた明治二年（一八六九）十月は、前月から家令・家扶等の家政を統括する奥向職制が導入されており、版籍奉還後の禄制改正によって翌十一月に藩士の給禄が大きく削減される直前であった。廃藩置県は二年後のことであり、大奥の解体が目前とな

った時期であった。

残る卒身分の一家は、『藩士履歴』には「伯母」とのみ記された女性によって立てられた家である。この「伯母」は、本解説の後半で紹介する「分限帳」と照合すること^{すえがしら}で、末頭を務めた女中「かや」に該当すると考えられる(表4 (119))。かやは老中阿部正弘に嫁いだ十四代藩主治好の娘謹姫付の年寄駒野とともに阿部家へ付き従った女中であった。謹姫が亡くなった後の嘉永五年十一月に駒野(善立院)とともに剃髪し常善を名乗った。その身一代限りで二人扶持を下され、同時に養子をとったことで一人扶持が加増され、卒身分として一家を興すことが認められた。この養子吉田留吉が山本条悦と改名して表坊主・奥坊主を務め、奥納戸方・小道具方をへて、明治五年には山本武となり家従として松平家の家政を担っていた。興味深いのはこの山本武が、明治期から昭和期にかけて活躍する実業家で福井県下選出の衆議院議員でもあった山本条太郎の父であったことである⁽⁴⁾。

一般に奥向女中の奉公は一代限りを原則としていたが、その功績から養子をとって家を興すことが許される場合があった。これを名跡立てと呼び、大名家の家臣団にはこうした女中にルーツをもつ家が一定数存在したとされる⁽⁵⁾。名跡立てについて詳細な研究が進んでいる鳥取藩池田家では、天保期に作成され、明治中期に加筆・編さんされた「藩士家譜」掲載の一六〇四家中(卒の一部である徒士・御坊主を含む)、奥向女中に由緒があつて創設された家は八四家を数え、全体の5%にもおよんでいた。このうち七割が一八世紀以降の名跡立てであったとされる⁽⁶⁾。これと比較すると福井藩の奥向女中の名跡立ては四家とかなり少なかったということになる。

しかし、これには『藩士履歴』の資料的な性格が影響していることを考慮する必要がある。母利美和氏が指摘⁽⁷⁾したように『藩士履歴』の原資料である「剝札」の編さんが始まり、目付役による人事管理のための記録システムが形成されてくるのは宝暦から安永期(一七五一―一八〇年)であった。このため『藩士履歴』ではこれ以前の当主履歴の多くが家督相続と隠居等のみを簡略

表 2 「諸士先祖之記」にみえる奥向女中に由緒を持つ家臣

番号	姓・通称	諱	由 緒
(1)	酒井与三左衛門	重成	秀康に召出さる。重成母向（ムカヒ）は秀康へ奉公、越前入国後忠昌の介抱人に付けらる
(2)	粕伊勢	孝澄	父玄蕃允の娘兩人、長勝院（秀康母）に召仕えらる。孝澄は忠昌 7 歳の時部屋付として秀康に召出さる
1	浦上十左衛門	茂昭	茂昭、高照院（吉品母奈津、奥向女中）の由緒により吉品に召出さる
(3)	岡部豊後守	—	家康より秀康へ付人。岡部は、徳川秀忠に奉公した老女中の豊後守母の家名による
(4)	仙石万右衛門	—	秀康に召出さる。妻仙石、光通の御守に召出さる
(5)	本多五郎右衛門	正次	秀康に召出さる。父半右衛門妻は徳川家康に奉公
(6)	市村縫殿之助	—	忠昌に召出さる。祖父は長勝院の付人、祖母は忠昌の乳母として夫婦で奉公、市村の名字を相続
2	立岩八郎兵衛	尚房	祖父儀右衛門正長娘は吉品に奉公、その跡目として綱昌に召出さる
(7)	中川将監	直重	忠昌に召出さる。忠直母（岡山、中川氏、奥向女中）の御連枝のゆえをもって召出さる
3	美濃部半七	茂成	半七母（長光院）は光通の乳母。半七も幼少の節より忠昌に召出さる
4	花木外記	吉時	清池院（国姫・光通正妻）の奥向女中・局の由緒あり、江戸旗本に召出され、翌年光通に召出さる
5	鈴木仁大夫	宗清	宗清母方りの祖母為中、京都より罷越、光通抱守相勤め、兄加兵衛を養子とした。宗清、兄加兵衛方に在ったのを光通に召出さる
6	白井茂左衛門	宗久	宗久姉（市満）、高照院（昌親母）に召仕え、吉品に召出さる
7	大久保治大夫	守継	守継の母あこ再婚後に娘よつ出産、あこは吉品の乳母として召出され、その由緒から吉品に召出さる
(8)	富田平藏	延張	延張の祖母幸崎は照亮院（忠昌娘布里）・浄照院（布里娘）に奉公し、その養子として松岡藩主昌勝に召出さる

注 1) 「諸士先祖之記」松平文庫による。

2) 「番号」は、名跡立てと考えられる家、() は奥向女中に関係する由緒を持つ家であり、掲載順にしたがって番号を付した。

に記すのみであり、人事管理上の関心がおよびにくい召出しの由緒等にはほとんど言及がない。これに対して表 2 は、享保六年（一七二一）の奥書をもつ「諸士先祖之記」⁽⁸⁾ から名跡立てに関連する家を抽出したものである。「諸士先祖之記」は、九代藩主吉邦の命で各家が提出した系図・由緒書等の真偽を吟味した上で編さんされたものであった。最初に福井藩に召出された者を「元祖」とし、それ以前の先祖や由緒をそこにまとめる書式が採られたため⁽⁹⁾、福井藩士としての各家の創始者が明確に示される特徴がある。ただこの資料についても、二代忠直の旧臣のう

ち寛永元年（一六二四）の四代忠昌の入封時に仕出した一〇五人以外の者（知行取約四〇〇人）、正保二年（一六四五）に松岡藩に従った者（知行取四七人）が含まれていないことは留意する必要がある。

表2で名跡立てによって興された家をみると、上・中級藩士四九六家のうち七家（一・四％）と『藩士履歴』でみたものよりその割合はやや多くなっている。七家はいずれも四代忠昌から八代吉品の代での召出しであり、これより前の代での事例は含まれていない。このうち四家は編さんを命じた吉邦の直前、吉品の代（在任期間一六八六―一七一〇年）の事例であった。福井藩の場合、名跡立てはある程度女中組織が確立してきてから現れてきた慣行ではないだろうか。

これに対して厳密には名跡立てとはいえないものの先祖が乳母や抱守、女中組織の最上位にあった局を務めた由緒を記している家は八家あり、いずれも初代結城秀康から光通くらいまでの初期の事例であることが注目される。このうち酒井、狛、岡部の三家は幕末まで家老を選出する高知席にあった重臣（四五〇〇石から一五〇〇石）であった。岡部と仙石にいたっては女中名を家名としており、子や夫がすでに藩士として召し出されてはいたが、女中を務めた出自を家として重視していた点では名跡立てに匹敵するとみることでもできよう。岡部豊後守の母は將軍徳川秀忠の乳母で「大姥」と呼ばれた局であった。これら八家は当主とともに母や妻・娘が仕えていたことをその由緒に記しており、奥向女中が藩士の家族を中心に担われていた江戸時代初期のようすをよく伝えている。

なお『藩士履歴』からは、奥向女中とは関わりなく女性に扶持米が与えられた事例が少数であるが見出せる。橋本左内の母への扶助として橋本綱常に加えられた「三人扶持」⁽¹⁰⁾、備荒貯蓄のための藩営「分銅印講」において講銀不足の責任をとって暇となった水野幸右衛門の老母へ下された「捨扶持式人扶持」がそれである。水野の場合にはこの捨扶持を幸右衛門の子に与えて、卒身分であるが一家を再興する契機となっていた⁽¹¹⁾。



写真1「大奥女中分限帳」表紙
松平文庫 福井県文書館保管

二、側物頭女中支配と広敷の設置

福井藩における奥向女中の人事管理については、これまでほとんど明らかにされていないが、『藩士履歴』と「諸役年表」⁽¹²⁾を照合することで画期となった時期と大まかな流れを示すことができる。すなわち『藩士履歴』では、延享四年（一七四七）八月に「側物頭女中支配」（秋田三五左衛門・鈴木十左衛門、二〇〇石）が初めて置かれた。これはこの年六月に一橋家徳川宗尹の嫡男小五郎（縁組と同時に於義丸と改名、のちの重昌）が五歳で十一代宗矩の養子となったことに関連する。この時に於義丸付の「御部屋御広式番」「御部屋御広式御用」も置かれた。

『続片聾記』ではこの十二月に於義丸が常盤橋上屋敷に引き移った時のようすを「若殿様被為入候に付御広式出来」と記し、常盤橋邸に移った飯塚五兵衛ら六人の小姓・近習を列举して「広式」としていた⁽¹³⁾。また『越藩史略』では「世子一橋第より吾常磐橋邸に移入す、飯塚五兵衛、岩本喜内、并河清次郎、橋本左一及び後舎の婢女多く従ふ、吾藩女職を置くことはより始まる（女職、所謂広敷是）」⁽¹⁴⁾と述べている。「女職」とは一般に女官を総称するので、女中組織や勤務する空間を含めて「広敷」と呼ぶようになったということだろうか。これだけでは「広敷」が示す空間やそこでの職務や機能はよくわからないが、いずれにせよ一橋家から男性側役とともに多数の女中が移入したことで、従来から存在した「側物頭」に「女中支配」という奥向女中の管理を担当する職務を追加する必要があったのだろう。この時点で男性役人を含む奥向職制の改編が行われ、「女中支配」「広敷」と称するこれまでになかった部署や空間の呼称が新たに設けられたと考えられる。

実際に「広敷」（広式）の呼称が定着するにはある程度時間が必要だったようで、「側物頭女中支配」は続いて一橋家から入った十三代重富への代替りまで待つて「広式女中支配」（宝暦八年四月）と改称された。そして明和五年（一七六八）まで女中支配が特記されているが、その後は

「広式御用役」に吸収され、安永九年（一七八〇）五月に設置された「広式御用人」に引き継がれている。広敷用人の職務はこの頃になってほぼ確立し、幕末まで継続して置かれることになった。

福井藩法をみるとおおむね宝暦十一年（一七六一）から天保十五年（一八四四）まで藩主付の女中を「広敷女中」と称し、重富が和歌山藩徳川宗将の娘致姫との婚姻を済ませた宝暦十三年以降では正妻付の女中を「大奥女中」と呼び分けていた⁽¹⁵⁾。

従来、福井藩の職制については、鈴木準道が記した『福井藩史事典』⁽¹⁶⁾を基本文献としてきた。同書では広敷用人の業務は「大奥一切の事務に関し、取締を為し、会計事務監督す。日々大奥へ出頭、諸員の勤務に付指揮す」とし、広敷用人・同用達・同添役らが勤務する空間を「広敷」と呼んでいる。ただこれは鈴木準道が大正期に記した「福井藩役々勤務雑誌」を再編したものであることから、主として幕末の様相を反映したものともみるべきである。

「広敷」が意味する空間や職務は大名ごとにまた時期ごとに異なっていた。たとえば大名の妻子が生活しその世話をする女中が勤務する奥向奥方（幕末の福井藩では大奥）を「広敷」と呼んだ大名家としては広島藩浅野家⁽¹⁷⁾があり、尾張藩徳川家でも元禄期に奥向奥方を「広敷」と称していたことが明らかにされている⁽¹⁸⁾。福井藩松平家の場合では、於義丸が常盤橋邸に引き移った延享四年（一七四七）から、幼少の世嗣の側に仕える小姓・近習らが勤務する奥向表方とともに女中が勤務する奥向奥方も含めて「広敷」と称していた可能性があり、今後資料に基づいた検討が必要である。

三、「大奥女中分限帳」収載の藩法

奥向女中に関わっては、松平文庫に「分限帳」が一冊残されており、男性役人のものと同様に短冊形に切った用紙を用いて女中名や職名・給禄等の履歴が管理されていた。以下、福井藩のも

うひとつの履歴資料ともいえる「分限帳」の概要を紹介し、福井藩松平家における幕末の奥向女中を調査する上での検索ツールを提供したい。

この「分限帳」は、女中組織とその給禄（切米金等）・藩が給禄を借り上げる借米等に関わる藩法を記した前半と、女中の履歴短冊が添付された後半のおおむね二つの部分からなっている。

表 3 「大奥女中分限帳」掲載の主な藩法

年月日	藩主	概 要（備考）
天明 8 (1788) . 5.14	重富	広敷女中切米金に関する定（2月、11月の両度渡し、10年以上の奉公で吟味のうえ目録下付、暇を下された女中への扶持米金は以後省略）
寛政 3 (1791) . 9.28	重富	大奥惣女中の切米金、来年正月より新分限帳定の通り下付（寛政2年から10か年格外省略、江戸詰人削減）
寛政 8 (1796) . 2	重富	大奥女中中居以下、近年不時出入多く不益、以後暇願いは2月切米渡以前、ならびに6月7月中に相願うように
寛政 8 (1796) . 3.20	重富	大奥女中削減（表様（重富）、若殿様（治好）付計7人）
文化10 (1813) . 2.29	治好	女中相合、以後廃止（天明7年中老以下勤方規定で治好付・定姫付女中を統合することを規定したが、これを廃止）
文政 3 (1820) . 8.11	治好	広敷女中「男子様」付の面々、古召も少なく困窮、充行を古分銀に成下さるようとの老女方からの願い不得止趣に付古分銀とする
文政 7 (1824) . 7.13	治好	勝手向必至差支えニ付家中半減の借米仰出でらる、これにより広敷女中充行のうち3か年借用ならる
[文政8.1.10、文政8.11.13、文政10.2.8、文政12.8.9 広敷女中への借米関連]		
文政12 (1829) . 9. 1	斉承	常盤橋屋敷・御住居（浅姫）一殿の事ゆえ広敷女中右筆以下人数以後左の通り（斉承付21・若殿（於義丸）付6・菊姫付6・謹姫付6、半下はこの4人付を分かつた12人で務める）
[天保5.12.20、天保10.10.29、天保10.12.26、天保13.2.20、天保15.8.5 広敷女中への借米関連]		
弘化 4 (1847) .12.19	慶永	家中半減借米、来年より年限明きに付、大奥女中充行の儀も来年より古分銀に成下さる
文久 3 (1863) . 7. 5	茂昭	慶永・茂昭・安姫付女中の当分足金下置かる、御前様（勇姫）充行これまで新分銀にて下さる処、以後在国中古分銀に直し下さる（慶永15・勇姫9・安姫21（このうち中居以下11人は相合か）、茂昭18人）
慶応 1 (1865) .12.11	茂昭	大奥女中足金、諸色沸騰に付倍增
慶応 3 (1867) . 5. 2	茂昭	老女以下足金定（老女、若年寄、錠口・中臈、表使、次・三の間・末頭、中居、使番、半下、次子供、乳持、広座敷子供）
明治 2 (1869) . 3.22	茂昭	御目見以上の者から奥向女中に指出す場合は、三の間以上に仰付る、但御目見以下の者でも勤柄勤功により別段の評儀があれば三の間以上へ仰付ることもある（内定）
—	—	上臈、年寄、若年寄、中臈、錠口、表使、祐筆、次・呉服之間、三の間・末頭、中居、使番、末（それぞれの切米金・諸道具代・鯛代・餅上白米・扶持米・薪・炭・湯木・油・五葉銀・城勤金・手当金・足金等） 菱印御付女中新分銀（年寄、若年寄、中臈、呉服之間、乳持、三の間見習、座敷子供 切米金以下給付） 国抱（錠口、次、呉服之間、三の間、末 切米金以下給付）、涼晴院（津山藩松平齊孝正妻）様御付女中（年寄、若年寄、中臈、小姓、次、三の間・末頭、中居、三の間子供共、祐筆間子供共、末） 比丘尼隠居方、判鑑

注）貼紙に記されたもの、脱落したものでもとの場所が不明のものは除外した。

まず藩法部分について紹介し、次に女中履歴の概要を述べたい。なお、三八丁の裏から藩法部分に重ねて上部のみを糊付けするかたちで履歴の短冊が貼られている。具体的な形状は福井県文書館が運営するデジタルアーカイブ福井で画像を閲覧できるので参照されたい。

この冊子の表紙には「文政三庚辰年八月改」とあるが、収載された藩法は天明八年（一七八八）の広敷女中の切米金に関する定から始まり、御目見以上の格式と女中職階との関係を定めた明治二年（一八六九）三月の内定で終わっている（表3）。その内容は奥向女中の職階と給禄・人数、藩主（あるいは子女）付と正妻付との女中の統合などに関わるものである。なお幕府の奥向女中では三の間以上（三の間を含まず）が御目見以上とされ、福井藩も同様であったと考えられる¹⁹⁾。

福井藩では歳入不足を補填する方途として、元禄七年（一六九四）以降藩士の給禄を借り上げる「借米」がほぼ恒常化していた。それは宝暦十一年（一七六一）から借知率五〇%という厳しさで実施され、それ以前では藩主の御付衆と広敷女中は借米の対象から除外されていたが、この年からは女中もその対象となった。この借米は弘化四年（一八四七）まで続いたので、その割当方や元になる切米金をどの銀札で換算するかをめぐって詳細な取決めが掲載されている。

こうした藩の財政状況から宝暦期以降では奥向への儉約策がたびたび達せられ、天明七年（一七八七）には広敷女中の職制（年寄・者方・若年寄・中臈・錠口・右筆・表使・次・呉服の間・三の間・使番・末頭・中居・末の一四職階）と人数（江戸・国許あわせて二七人）が定められた。この時に継嗣治好付とその正妻定姫（田安家徳川宗武娘）付の女中を「相合^{あいあい}」²⁰⁾、すなわち統合するとされたが、表3からこの女中の統合が文化十年（一八一三）に廃止されたことがわかる。しかし女中組織はその後も雑用に従事する中居以下を中心に、斉承の代（文政十二年）や茂昭の代（文久三年の慶永家族の福井城移転時）においても主を定めずに統合される場合があった。

表3には広敷女中と大奥女中の双方の文言が出てくるが、天保十五年（一八四四）までおおむ

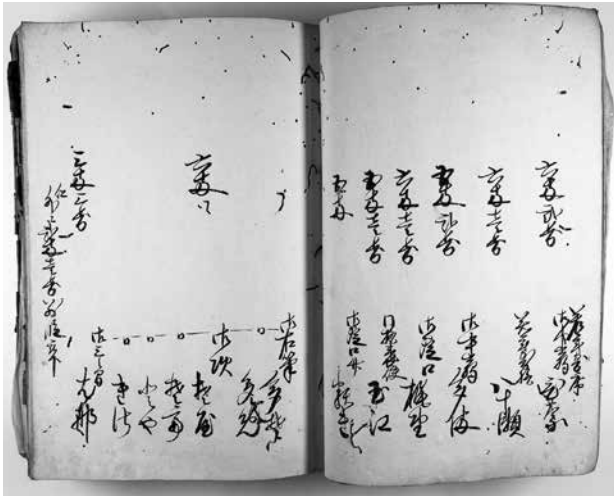


写真2「大奥女中分限帳」

松平文庫 福井県文書館保管

ね藩主・子女付の女中を広敷女中、正妻付女中を大奥女中と呼んでいたとみていい。ただ寛政八年（一七九六）三月の大奥女中削減の達では、重富・治好の藩主付女中が削減の対象であったにもかかわらず大奥女中と表記されており、弘化四年でも慶永は婚姻前であったが大奥女中とされている。これらの事例と「分限帳」の表紙とをあわせて考えると、福井藩松平家の広敷が管理する女中を総体としては大奥女中と称していたということだろうか。

四、「大奥女中分限帳」収載の女中の履歴

「分限帳」には隠居した女中である比丘尼を含めると一二二人の女中の履歴が掲載されている（表4）。表には名前と職階の変遷は全て記載したが、各職階の任免年月日、特記された勤金・扶持米金、臨時に受け取った失却金などは省略した。

主が定まっていた女中の中では、藩主（治好・斉承・斉善・慶永（春嶽）・茂昭）とその子（安姫（春嶽娘）・信次郎（茂昭継嗣康莊））や母（貞照院（斉承母）・青松院（慶永母））付の女中が五一人と多数を占めている。三の間・中居・半下^{はした}など御目見以下で雑用に従事した女中は前述のように相合とされることが多く、主の記載がない者が多い。また藩主付であっても、たとえば「分限帳」（写真2）で文久三年（一八六三）の足金下付に関わって確認できる春嶽付の女中と照合すると、冒頭で紹介した年寄の哥島・山沢、中臈（側妾）のひな・たまの履歴は含まれていない。哥島が田安家出身の女中であったのは明らかなので、これらの女中は給禄の出所が異なり、福井藩広敷が給禄を管理していない女中であつたのかもしれない。

正妻付の女中については慶永正妻の勇姫付が七人（1・6・10・11・12・107・111）、茂昭正妻の幸姫付が五人（7・15・16・31・32）と少なくなっている。文久三年の勇姫付の女中と照合しても年寄の浪江・浪野、若年寄の崎尾、中臈の米多・なかの履歴は含まれておらず、中臈のふさ（1）のものが残されている。これはおそらく勇姫付の女中の多くが実家の熊本藩細川家で

67	そて→そて岡	—	不明	—	次→表使格	1824-1837
68	ゆみ→みや	—	不明	—	次	1832
69	かね→ゆみ→きぬ	—	不明	—	三の間→次	1842
70	とり	—	不明	—	—	—
71	ゆみ	—	不明	—	三の間	1842
72	ハツ橋	—	不明	—	中居	1842
73	山吹	—	不明	—	中居	1840
74	紅梅	—	不明	—	末→暇	1833-1840
75	滝田→常夏	—	不明	—	末	1828
76	紅梅	—	不明	—	末	1840
77	山吹	—	不明	—	末	1838
78	千鳥	—	不明	—	末	1842
79	宮城野	—	不明	—	末	1840
80	ともへ	—	不明	—	末	1831-1840
81	沢野→駒野→(善立院)	萩藩医師知神甫仙(父)	医師	斉承→謹姫	三の間→次→表使定助→錠口介→錠口→(謹姫付)→1837年年寄→52年剃髪	1819-1837
82	末屋→柏木	本芝武丁目肴屋市兵衛(父)	町人	—	末→使番屋→表様仲居→使番介→使番	1814-1825
83	八十瀬	駿河田中藩芳野立蔵(父、儒者)	儒者	慶永(春嶽)	三の間→呉服の間格→次御雇→次→右筆介→右筆本役→錠口介→錠口→若年寄介→若年寄→年寄→暇	1852-1871
84	そや→玉江	済松寺代官伊藤厚之進(兄)	武士	貞照院(斉承母)→慶永(春嶽)→青松院	次→表使格→表使介→表使→錠口格→若年寄格→(老年に付落髪)→隠居(当分雇、青松院用向)	1841-1871
85	崎野→増野→染野→磯多→(楽寿)	小田原藩松本六右衛門(父)→田安勘定格広敷御用達松田藤五郎(従弟)	武士	治好→斉承→(斉善)→慶永→貞照院	表様次→若殿次→表使定助→表使→錠口格→隠居(1854年大奥人減、若年寄格の隠居取扱)	1820-1854
86	こよ→(松仙)	上総岩田村百姓中村次助(父)	百姓	慶永	半下→仲居→御末頭→賀代姫(茂昭正妻)縁組御用→三の間格→錠口介→御簾中(勇姫)東上御供→呉服の間格→暇	1840-1871
87	とり→梅	福井藩酒井十之丞(父、820石)	武士	—	中臈	1866-1870
88	はな	福井藩細井玄養(兄、医師、100石)、宿元は細井又平とも記載	武士	→信次郎	三の間→次→信次郎抱守介	1870
89	ふさ	福井藩竹内忠左衛門(夫、20石3人扶持)	武士	—	次雇→表使介	1867-1868
90	きぬ	本覚寺末寺善宗寺	寺社	→信次郎	三の間雇→次→信次郎抱守	1865-1866
91	よの	福井藩高屋丈太夫(父、100石)	武士	→信次郎	三の間雇→次	1867-1869
92	りを	福井藩生駒三郎兵衛(父、100石)	武士	—	三の間雇→次	1867-1869
93	いく	福井藩藤田新左衛門(父、17人)	武士	—	三の間雇→次	1868
94	もみ	上海浦剣明神社司佐々木豊信正	寺社	—	三の間雇→次	1866-1867
95	玉川	元浦井権十郎組和田健太郎(兄、新番格以下カ、実は稲多村五右衛門娘)	武士	—	半下雇	1866
96	礎	福井藩石井仁右衛門(父)	武士	—	広座敷子供→半下	1866-1868
97	絹絵	福井藩高橋五太夫(父)	武士	—	広座敷子供→半下	1864-1865
98	桜木	東京神田竜閑橋相模屋卯兵衛(おじ)	町人	—	(東京において召抱)→暇	1869-1871
99	梢	福井藩狛帯刀陪臣山内佐左衛門(兄)	武士	—	半下→仲居介→仲居→半下へ繰下→暇	1867-1871
100	かをる	福井藩山口与次郎(弟)	武士	—	半下→仲居定介→半下→暇	1863-1871
101	谷川	福井藩野口長左衛門(兄)、実は舟橋村吉兵衛娘	百姓	—	半下雇→半下→暇	1866-1871
102	玉章	東口沢本順慶(父)	不明	—	半下雇→半下→暇	1867-1871
103	とえ	福井藩戸田弥太郎(父、金左衛門、18石3人)	武士	—	御誕生様侍受三の間雇→三の間→錠口介→(京都詰)→(東京詰)	1865-1869
104	さち→こう	福井藩伊藤友四郎(父、50人)	武士	—	(京都において)次→暇	1868-1871
105	石野→杉野→(石野)→小時→磯岡→(北村養寿)	田安家北村貞五郎(兄、定五郎)	武士	治好→於義丸→斉承→(斉善)→慶永	次→(斉承子於義丸)守見習→表使助格→抱守手代り・表使格→錠口格→(斉承)御錠口→(慶永)若年寄→年寄→隠居(1854年隠居大奥女中人減、霊岸島中屋敷において御小屋被下)→病死	1822-1870
106	利代→とせ→八十瀬→(重寿)	館林藩田中四郎兵衛(父)	武士	治好→(斉善)→慶永	表様(治好)三の間→(斉承)三の間→表様(斉承)右筆→表使助・右筆兼(霊岸島勤め)→右筆・表使助兼→表使介→表使→(慶永付)→錠口→若年寄→年寄→隠居	1817-1847
107	せや	福井藩塩原次郎右衛門(父、100石)	武士	春嶽→勇姫	次→(勇姫)側役	1860-1863
108	小萩	元作事方下代松浦良太夫(父)	武士	—	広座敷小供	1868
109	林弥	元御広鋪御小人加藤甲馬(父)	武士	—	半下→暇	1870
110	梅治	小算多田寛助(義兄)	武士	—	広座敷子供	1867
111	千登勢→千勢	藤沢彦兵衛(父、15石3人)	武士	勇姫	(勇姫)側子供	1867
112	小笹	水主組牧野多左衛門(父、実は境村甚太夫娘)	百姓	—	半下雇	1867
113	錦	丸岡藩富田小十郎(父、実は丸岡町麦屋今右衛門娘)	町人	—	半下雇	1867
114	竹川	御札所組石郷仁右衛門(義妹)	武士	—	—	1864
115	花桐	—	—	—	子供→半下	1820-1833
116	滝井→禪智院	—	—	斉善	右筆→若年寄→剃髪→1867年病死	1838*
117	藤野→本明院	岡崎藩伊奈市左衛門(父)	—	斉承	年寄→(隠居)→病死	—
118	袖野→寿清院	—	—	—	年寄→隠居	1837*
119	かや→常善	—	—	—	仲居→末頭→1852年剃髪、元末頭	1852*
120	倉橋→仙寿	—	—	(松栄院)	元上臈年寄	1871
121	さも→知法	—	—	—	1838年剃髪、元末頭	1838*
122	花井→保寿	—	—	—	1861年隠居、元年寄	1861*

注1) 明らかに重複する人物は統合した。

2) 「召抱年」の下限は履歴記述の下限である。また*は剃髪した年である。

表 4 「大奥女中分限帳」掲載の女中履歴

No.	女中通称	宿 元	身分	主	職 務	召抱年
1	ふさ→今井→室田	—	不明	勇姫（春嶽正妻）	中臈→若年寄格→若年寄→年寄→女中頭	1863-1871
2	染井	和歌山藩吉川六兵衛（父）	武士	茂昭・幸姫	年寄	—
3	駒野	福井藩根来九郎人（兄、100石）	武士	茂昭・幸姫	年寄格	—
4	梶野	福井藩松田誠次郎（弟、100石）	武士	春嶽	次→錠口介→若年寄→女中頭	1860-1871
5	小野田	下総関宿藩久世広周内田寅之助（兄）	武士	春嶽	呉服の間→次→錠口介→錠口→若年寄→女中頭	1859-1871
6	みの→初江	喜多六平太（父）	武士	勇姫	小姓格→中臈→若年寄格→若年寄→老女心得・表使心得→女中頭格	1860-1871
7	花江	久我様村岡仙之丞（父）	公家家臣	幸姫（茂昭正妻）	若年寄（御誕生様御待受抱守兼）	1870-
8	さち	—	不明	春嶽	中臈→側仕	1869-1871
9	ふち	旗本糟谷十郎兵衛（父）	武士	春嶽	側子供→中臈→側仕	1869-1871
10	たき→滝野→らく	福井藩小林又兵衛（父）・小林与一郎（兄、100石）	武士	勇姫	側子供→（細川様御抱）小姓格→中臈→若年寄→年寄格・表使心得→側仕	1859-1871
11	さわ	閑院宮付諸大夫木村東市正（父）	公家家臣	春嶽→勇姫	次→勇姫側詰→勇姫中臈→側仕	1867-1871
12	たき	細川様家来中村育之丞（父）	武士	勇姫	側詰→側子供（宛行細川様）→勇姫側詰→側仕	1869-1871
13	亀井→きさ	福井藩吉村武右衛門（父、新番格以下12石3人扶持）	武士	安姫→春嶽→青松院	安姫三の間→（春嶽付）→青松院（春嶽生母）付表使格→側仕	1864-1871
14	八重	旗本御書院番神保山城守組小出新弥（兄）	武士	茂昭	次→中臈→若年寄格	1862-1869
15	ちよ	久我様井上鉄三郎（父）	公家家臣	幸姫	—	—
16	かな	福井藩慶増左内（兄、23石5人）	武士	幸姫	—	—
17	浦井	丸岡藩大岸豊作（弟）	武士	茂昭	三の間雇→次→錠口介→錠口	1866-1868
18	とせ	福井藩渡辺利右衛門（父、17石3人）	武士	茂昭	三の間雇→次→右筆→錠口	1863-1870
19	さき	福井藩領金津新用村西徳寺（弟）	寺社	茂昭	次雇→錠口介→錠口	1868-1870
20	みの	丸岡藩医師青木春節（弟）	医師	茂昭	次→右筆→表使介格→表使	1864-1870
21	やお→浪尾	福井藩平井弥一郎（甥、25石5人）	武士	茂昭	次雇→表使介→表使格	1866-1867
22	なよ	福井藩生駒三郎兵衛（父、100石）	武士	茂昭	三の間雇→次→右筆→表使助・次・右筆兼	1867-1870
23	その	鯖江藩山口伝治（父）	武士	—	三の間雇→三の間→次→右筆→次（差支の節右筆心得）→次廻り	1865-1871
24	とき	福井藩永井三平（父、新番格以下15石3人）	武士	青松院	呉服の間雇→次廻り	1869-1871
25	たみ	福井藩海崎英之助（父、新番格以下12石3人）	武士	青松院	呉服の間雇→三の間→次廻り	1869-1871
26	やを	福井藩小沢甚平（おじ、新番格以下15石3人）	武士	青松院	呉服の間雇→次廻り	1869-1871
27	紅梅→まき	一橋家犬養小源太（兄）	武士	茂昭	末頭格→次廻り	1870-1871
28	つや	勝山藩小川他美也（弟）	武士	茂昭	三の間雇→次→次廻り	1868-1870
29	るゑ	福井藩早見覚哉（父、新番格以下15石3人）	武士	茂昭	—	—
30	ちさ	福井藩石川健重（父、新番格以下15石3人）	武士	茂昭	雇	—
31	きを	福井藩佐藤甫（兄、医師、10人）	武士	幸姫	—	—
32	すか	福井藩大久保源五郎（養父、20石3人）	武士	幸姫	—	—
33	ちさ	福井藩西村虎介（弟、20石3人）	武士	御誕生様待受	抱守助・次兼	—
34	いと	福井藩高野新吾（養父、17人扶持）	武士	御誕生様待受	次	—
35	さと	石町式丁目近江屋和助（父、江戸カ）	町人	御誕生様待受	側子供	1870-1871
36	梅かえ	福井城下下具服町岩井屋庄右衛門（養父）	町人	茂昭	半下→仲居助	1863-1870
37	みとり	福井藩林佐五右衛門（おじ、新番格以下12石3人）	武士	茂昭	半下→使番	1867-1870
38	ちよ→むつ	江戸小柳町菊屋与兵衛（父）	町人	—	半下雇	1871
39	よつ	江戸青山御手大工町脇 犬飼喜三郎（父、浪人）	町人	—	半下→仲居→末頭格→三の間格→半下	1849-1871
40	やす→玉川→あい	江戸本船町千足屋甚兵衛（父）	町人	—	半下雇	1870
41	錦→こい	江戸巢鴨植木屋所左衛門（父）	町人	—	半下雇	1870
42	多川	福井藩領大森村百姓田中庄七（父）	百姓	—	半下雇	1871
43	こと→いな	相模国六浦藩医師水富舜仙（父）	医師	—	半下	1871
44	花妻	福井藩前川善三郎（兄）	武士	茂昭	—	—
45	小桜	福井藩村田作次郎（兄）	武士	茂昭	—	—
46	八千代	福井藩小島喜平次（兄）	武士	茂昭	—	—
47	小柴	勝山藩領秋ヶ野村石塚与右衛門（父）	百姓	茂昭	—	—
48	千歳	福井藩浮山卯三郎（兄）	武士	茂昭	—	—
49	碓	鯖江藩桑原貞治（兄）	武士	茂昭	—	—
50	花桐	福井藩領殿下村百姓宇平（兄）	百姓	御誕生様	—	—
51	唐崎	福井藩領殿下村百姓次郎平（父）	百姓	御誕生様	—	—
52	石野→荷心院	—	不明	彩雲院様（安姫）元抱守（剃髪15人扶持→年寄並）	—	1865-1868
53	吉弥	福井藩吉田喜重（父）	武士	—	広座敷子供	—
54	つる	福井藩御坊主村上玄益（夫、新番格以下8石2人扶持）	武士	信次郎（康莊）	乳持	1867
55	かめ	福井藩芦田右衛門陪臣古沢幸左衛門（夫）	武士	信次郎（康莊）	乳持	1867
56	たい	福井藩平田門蔵（兄、新番格以下8石2人扶持）	武士	御誕生様待受	乳持	1867
57	こい	福井藩持田弥三太夫（父）	武士	御誕生様	乳持	1867
58	とり→牧野	安中藩本田才助（父）	武士	—	中臈→中臈頭→若年寄→年寄格	1807-1842
59	瀬山→戸川	西丸元御使平岡六郎左衛門組白戸藤四郎（父）	武士	—	呉服の間→表使格→小姓格→若年寄	1807-1824
60	たに→谷川	—	不明	—	小姓→中臈→中臈頭格	1823-1842
61	はな→てう→かう	—	不明	—	中臈	1828
62	ゆみ→玉井	—	不明	—	表使次席→表使→中臈	1821-1832
63	ゆき	—	不明	—	中臈	1832
64	てつ	—	不明	—	次	1826-1827
65	まち	—	不明	—	—	1837
66	せき→せき尾	—	不明	—	次→表使助→表使格→表使→小姓	1822-1842

召抱えられ、福井藩広敷の管理の外にあったためと考えられる。公家家臣出身の中臈についてはいずれも正妻付の女中三人で、うち二人は茂昭正妻の幸姫の実家久我家の家臣出身であった。

「召抱年」の下限としてあげた年は、履歴記載事項の下限を採っているので必ずしも暇を下された年ではない。召抱えられた年をみると約半数（五七人）は勇姫・安姫・青松院らの女中組織が福井城へ移転した文久三年以降であった。福井藩では同年十月に家臣に対して大奥奉公を願うものは後家を含めて三十歳まで親の格式に応じて召抱える旨を触れており、文久三年以降で召抱えられた家臣の家族や領内の出身者は五七人中二七人にのぼった。

全体として三の間・中居以下では一人あたりの履歴記載は一件のみで昇進の記載がないため、短期間で辞める場合が多かったと考えられる。召し抱えられた時点から出自や昇進・改名の経緯、暇・隠居等まで短冊数枚にわたって詳細に記述されているのは、年寄・若年寄を務めたいわゆる役女と称される女中たちである。このうち、江戸時代中期以降の女中組織の最高位である年寄を務めた室田（1）・染井（2）・駒野（81）・八十瀬（83）・磯岡（105）・八十瀬（106）らは紀州徳川家・田安家や他藩家臣の出身で、医師や儒者の娘も含まれていた。冒頭で紹介した磯岡や八十瀬（106）に至っては、治好から慶永まで四代の藩主に三〇年以上仕え年寄まで昇り詰めたケースであった。役女は奥向奥方（大奥）の管理を担当し、表向や奥向表方の男性役人との交渉、江戸城や親族大名家の女中などとの連絡・交渉を行った。なお女中は職階を昇ることに改名するので別の人物が同名を名乗る場合が少なくないため注意が必要である。

半下から入って例外的に長期間にわたって勤務した人物としてはよつ（39）・こよ（86）がみられる。こよは上総国の百姓の出であり江戸屋敷で半下として召抱えられ、文久三年には末頭として福井城へ移り、明治三年に勇姫の東上に従って東京へ戻って翌年呉服の間格で暇をもらっていた。三二年にわたって長く春嶽の奥向に仕えた功績から松仙を名乗り比丘尼となっている。

- (1) 「大奥女中分限帳」松平文庫、福井県文書館保管 (A014301332)。
- (2) 高橋みゆき「近世大名家の婚姻―熊本藩と福井藩の婚姻・勇姫の事例を中心に―」『熊本史学』第85・86号、二〇〇六年。
- (3) 中根雪江『奉答紀事』東京大学出版会、一九八〇年。
- (4) 柳沢美美子「山本条太郎につながる家を興した奥女中」コラム#ふくいの記憶に出会う、<https://www.library-archives.pref.fukui.jp/fukui/01/20230414R/20230414.html> [2025.1.15 閲覧]。
- (5) 柳谷慶子『江戸のキャリアウーマン―奥女中の仕事・出世・老後―歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、二〇二三年。
- (6) 谷口啓子『武家の女性・村の女性』鳥取県史ブックレット一四、二〇一四年。
- (7) 母利美和『福井藩士履歴』編纂の歴史的意義」福井県文書館資料叢書13『福井藩士履歴』5解説、二〇一七年。
- (8) 「諸士先祖之記」松平文庫、福井県文書館保管 (A014302020～02025)。「福井市史」資料編4 近世二に抄録されている。表2ではここで省かれた光通から吉邦代の一七八家を含めて検索した。
- (9) 「解題」『福井市史』資料編4 近世二、一九八八年。
- (10) 福井県文書館資料叢書13『福井藩士履歴』5、二〇一七年。
- (11) 福井県文書館資料叢書14『福井藩士履歴』6、二〇一八年。福井県文書館資料叢書21『福井藩士履歴』13、二〇二五年。
- (12) 「諸役年表」松平文庫、福井県文書館保管 (A014301128)。
- (13) 福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会編(山崎英常著)『福井県郷土叢書第二集』(片聲記続片聲記上)、一九五五年。弘化二年から慶応二年に自序・自跋。
- (14) 井上翼章編・三上一夫校訂『越藩史略』歴史図書社、一九七五年。天明元年成立。
- (15) 「福井市史」資料編6 近世四上・下を典拠に検討している。柳沢美美子「近世中期における福井藩松平家の奥向―福井藩法を中心に―」『福井県文書館研究紀要』第19号、二〇二二年。
- (16) 鈴木準道著・舟澤茂樹校訂『福井藩史事典』歴史図書社、一九七七年。
- (17) 浅野長勲「大名の日常生活」柴田宵曲編『幕末の武家』青蛙房、一九六五年。
- (18) 大塚英二「光友夫人死去に伴う公儀付人の召返しについて」『徳川林政史研究所研究紀要』二七、一九九三年。
- (19) 「幕儀参考稿本」『松平春嶽全集』一、一九三八年。
- (20) 「福井市史」資料編6 近世四上、一九九七年。

〔付記〕 本稿の作成にあたり、柳谷慶子氏、本川幹男氏、長野栄俊氏に御教示をいただいた。